

ボランティア・市民活動を広げ、応援する！

ネットワーク

特集

子どもの権利ってなんだろう？

- 子ども×遊ぶ TOKYO PLAY/IPA 日本支部
- 子どもの声を聴き続けて せたがやチャイルドライン
- 絵本の中の素敵なおとなたち 江戸川子どもおんぶず
- 「子どもの権利条約」と「こども基本法」 林 大介





子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京にて、PIECES主催の分科会の様子。



このコーナーでは、
毎回一つの団体取材し、
活動内容やそこで活動
するボランティアさんの
生の声をお届けします。

子どもが孤立しない環境づくりを

イベントボランティア体験

～ NPO 法人 P I E C E S

ネットワーク 編集部

NPO 法人 P I E C E S が、11月9日と10日に立教大学池袋キャンパスで開催される子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京（以下、フォーラム）のイベントボランティアを募集していると聞き、参加してきました！

事前準備！セーフガーディング研修に参加

まずボランティアに参加するにあたり、子どものセーフガーディング※研修がありました。本研修は、フォーラムに関わるすべての関係者が受講することとなり、子どものセーフガーディング委員会が実施しています。子どもが安心して参加できるようにするために、フォーラム全体として取り組むことを掲げ、徹底されていました。

フォーラムを通して、子どもの権利を必ず守っていくという気概を感じ、ボランティアとしても関係者全員で共通認識を持てることで子どもの権利が育かされる可能性が極めて低いと

いう安心感と、同時に大人の権利も尊重されていることを感じました。また、子どもに関わるということは、どのような視点を持つておく必要があるのか、関わる際にどのような配慮が必要なのか、学ぶことができました！

いざ本番！チームで分担、連携しながら動くよ

ボランティアに参加する前に当日のスケジュールと自分の役割、動きを共有いただきました。私の当日の役割は、受付と写真撮影。担当する分科会は、NPO 法人 P I E C E S が主催する「メディアって、子どもの権利やウェルビーイングとどう関わっているの？」です。主

一緒にボランティアした皆さんに聞いてみました！

——ボランティアをしようと思ったきっかけは？

- ◎自分の知らない世界を知り、今まで出会ったことのない人たちと関わってみていたのがきっかけです。
- ◎ボランティアとして参加する団体の取り組みに私自身が主体的に関わることで、その取り組みがさらに広がっていく一助になればと思うため。



——これまでボランティアをしてみて良かったなと思うことは？

- ◎ボランティアとしての関わりにより、団体の活動が前進していることを感じる。ボランティア活動の中で良い友人に出会えたこと。
- ◎ボランティアでの出会いを通して新しい興味が生まれ、自分の視野が広がったと感じています。また、多様な価値観に触れた経験が、今の自分の土台になっていると思います。

——今回活動して感じたPIECESの魅力を教えてください！

- ◎PIECESに関わっている人たちの間に優しさが溢れているところが魅力だと感じます。
- ◎「市民性の醸成」を目指しているPIECESの理念に共感しますし、活動に携わる皆さんもその理念体現を実践する素敵な方々だなと考えています。



NPO法人 **PIECES**



HP



Facebook



X



Instagram

PIECES ってどんな活動をしているの？ 広報担当の佐藤さんにお話を聞いてみました！

PIECESは、子どものメンタルケアを専門にする児童精神科医の小澤いぶきを中心に、2016年に設立しました。子どもの周りに信頼できる他者を増やすことで、子どもが孤立しない地域をつくることを目指しています。これまでPIECESは「子どもの権利条約」について認知してもらえるよう発信してきましたが、今回「子どもの権利やウェルビーイングにどうメディアが関わっているのか」という初めてのテーマでイベントを開催しました。子どもの権利条約に関心のある方を中心に、保護者や学生の方、メディア関係者等50名以上の方にご参加いただきました。ボランティアの皆さんには事前研修から当日まで「子どもの権利」に触れていただく機会になったと思います。イベントをサポートしてくださりありがとうございました！

催者からの情報共有とゲスト3名とのパネルディスカッションが行われます。

いよいよボランティア当日。ボランティアメンバーは立教大学の正門前で待ち合わせをします。どんな人たちが来るのかドキドキです。集合後、一緒に話す皆さんが話しかけてくれ、一安心しました。まず会場に到着したら、配布資料をまとめ、机の上に並べていきます。ここでは、いかにみんなで早く終わらせるか、チーム力が試されますね。おしゃべりを楽しみながら作業する人もいれば、集中して取り組む人も。みんな手は止めません！終わると、今度は受付の準備です。受付時に確認する事項と参加者へ何を伝えるのかを主催者の方に教えてもらいます。そうこうしているうちに受付時間となり、参加者の皆さんがやってきました！老若男女、子どもの参加もあり、普段お会いしない色んな方とお会いすることができて、楽しい時間となりました。

私は写真撮影の傍ら主催者の方々の配慮で、手の空いている時は、聴講させてもらうことができました。ボランティア参加しながら、聴講もでき、嬉しさも倍増です。聴講した学びもしっかり活かしていきたいと思います！分科会終了後は片付けをして、スタッフみんなで写真を撮って解散しました！



※子どものセーフガーディングについて

特集

子どもの権利ってなんだろう？

- 5 子どもの権利条約フォーラム 2024 in 東京 全ての「声」を大切にしよう社会に。
- 7 保存版 社会と市民の動き ～子どもと人権をめぐって～
- 8 子ども×遊ぶ ～子どもの遊ぶ権利を考える～
◇嶋村 仁志 一般社団法人 TOKYO PLAY 代表理事
◇梶木 典子 IPA（子どもの遊ぶ権利のための国際協会）日本支部 代表
- 11 子どもの声を聴き続けて
◇せたがやチャイルドライン
- 13 寄稿 絵本の中の素敵なおとなたち ～絵本をヒントに子どもの権利条約を生かす～
◇青木 沙織 江戸川子どもおんぶず 事務局長
- 15 寄稿 「子どもの権利条約」と「こども基本法」 ～条約批准30年を踏まえて考える～
◇林 大介（子どもの権利条約ネットワーク 事務局長／浦和大学 社会学部 現代社会学科 准教授）
- 18 編集部の書棚から

- 1 思い立ったがボラ日 子どもが孤立しない環境づくりを イベントボランティア体験
◇NPO 法人 PIECES
- 19 編集委員企画第4回 私の社会貢献活動履歴 前編
◇上杉 貴雅 メイクスマイル、オレンジフラッグ
- 20 【新連載】 東京しまじま物語 伊豆大島の巻
大島よいとこ一度はおいで 食からはじめる思いやりの町づくり「大島食堂」
- 21 TVAC News 東京ボランティア・市民活動センターの事業から
活動報告「東京 能登半島地震被災者支援ボランティアパッケージ」／企業ボランティア・プロジェクト
2024／2025 年も開催！ ボランティアフォーラム
- 23 つぶやきブレイク vol.35 「楽」に生きる
- 25 いいもの みい～つけた！ Vol.52
いのち・暮らし・自然を守るバナナ
◇NPO 法人 APLA（アプラ）

表紙のことは

家庭は慈愛に満ち満ち、社会は家庭を守り、
こどもは家族の歓喜の中で育ち学び、
長じて社会を作り、家庭を作り、
慈愛の中で次のこどもの成長に歓喜する。
単純で美しいらせん。
世界がこのらせん満ち満ちますように。
ーフローラル信子

もしもボランティア活動中にケガをしたら… ケガをさせたり、物を壊したら…

※ボランティア保険および行事保険の加入は、東京都内の各区市町村のボランティアセンターまたは東京都社会福祉協議会窓口で手続きができます。



東京都社会福祉協議会指定生損保代理店
有限会社 東京福祉企画

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2
研究社英語センタービル 3階

TEL. 03-3268-0910
FAX. 03-3268-8832





子どもの権利ってなんだろう？

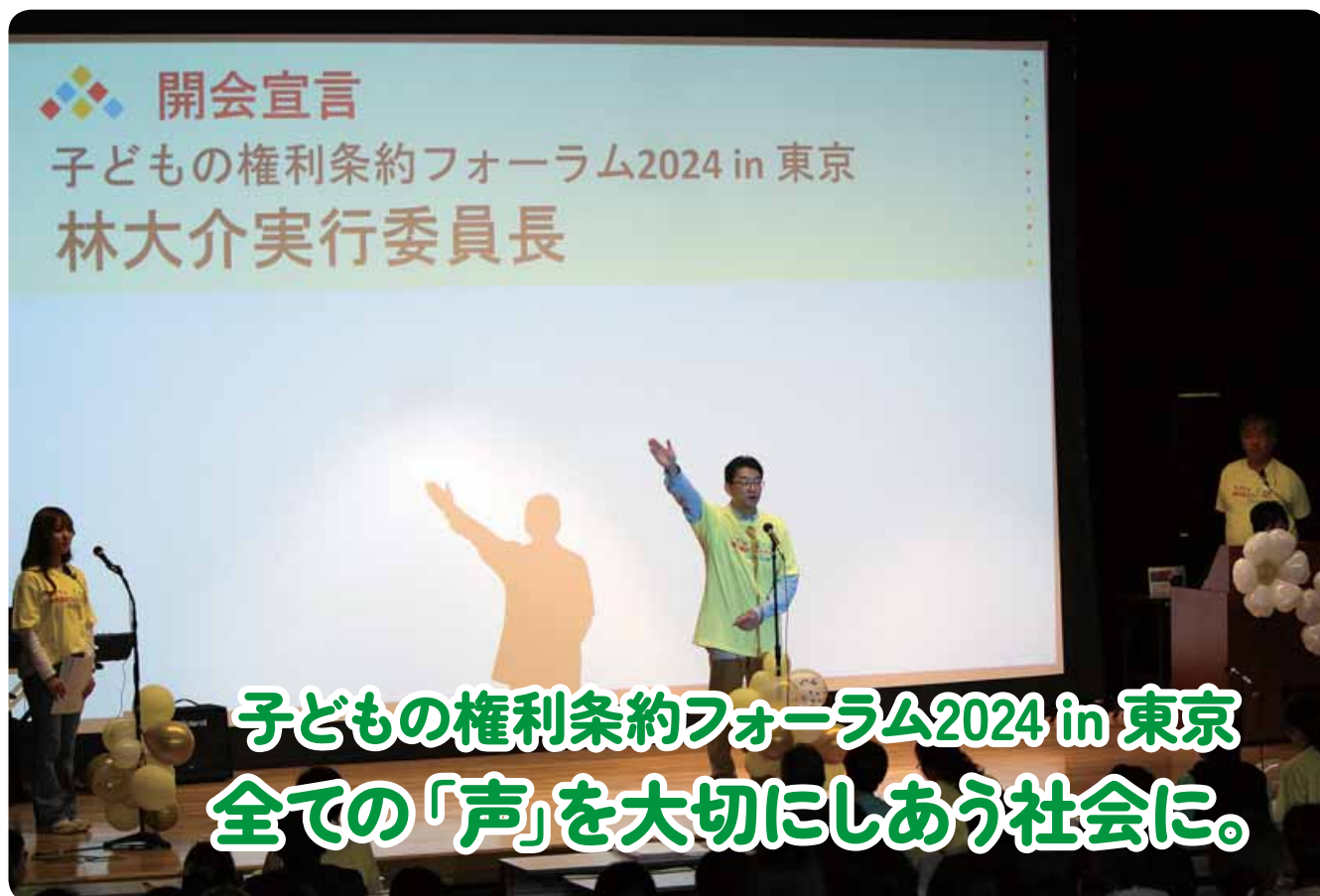


子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京 の会場から(次ページ参照)。

昨年4月、こども基本法が成立し、こども家庭庁が発足したことは記憶に新しい。1989年に国連総会で「子どもの権利条約」(以下、条約)が採択された。それに前後して日本においても「子どもの権利」への関心が高まり活発な議論が行われた。その後の条約の批准から30年あまり、今、「子どもの権利」に対する認識は身近に浸透しているのだろうか。子どもが生き生きと暮らせる社会に近づいたと言えるのだろうか。疑問を抱く人も多いのではないかな。

本特集では、「子どもの権利」を取り上げる。子どもにとって「遊びは生きること」と問いかける『TOKYO PLAY』と『EPA日本支部』、活動開始以来、子どもの声を聴き続ける『せたがやチャイルドライン』、日々のくらしのなかで「子どもの権利」を生かすことを試みる『江戸川子どもおんぶず』のみなさんに、「子どもの権利」の大切さをあらためてうかがった。

ようやく辿り着いたかにみえる、こども基本法の成立を、『特別寄稿』の林大介さんは大きな一歩だと解く。「子どもの権利」の実現に向け、歩みを止めてはいけない。今後も注力し続けたいと思う。



林大介実行委員長による開会宣言でフォーラムは幕を開けた。写真提供：子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京

子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京 全ての「声」を大切にしよう社会に。

11月9日と10日の2日間、子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京（以下、フォーラム）が立教大学（東京都豊島区）で開催されました。穏やかな陽ざしのもと、ボランティアなどを含め、のべ2300人余りが集い意見を交わしました。編集部がレポートします。

32回目を迎える 子どもの権利条約フォーラム

第1回フォーラムの開催は1993年、日本政府が子どもの権利条約を批准する前のこと。当時、子どもを含む活動団体や研究者、教育者などが一堂に会し現状報告や意見交換が行われたそうです¹。今のようなSNSなどがないなかで、各地から市民が集まった熱量の大きさに驚きますが、つながりをつくる貴重な機会だったことがわかります。以来、フォーラムは毎年11月20日の「世界子どもの日」²の前後に、開催地を変えて回を重ねてきました。

互いの「声」を もっと受け止めよう

全体会の子どもメンバーによる企画では、さまざまな子どもが登壇し

ました。もやもやした思いが言葉にできないもどかしさや、発した「声」が大切にされなかった経験が赤裸々に語られ、はたして子どもの「声」を聴こうとしていたのかと思わずわが身を振り返りました。また「子どもの権利を学ぶ機会はあるても大人向けばかり。パンフレットを配るだけでは理解が進まない。だったら子どもが子どものために学ぶ機会を作ろう」と活動を立ち上げた中学生Mさんの実践は力強かったです。

全体会後半の、さまざまな立場で子どもとかわるおとなたちのパネルディスカッションでは、日頃の取り組みを通して見えてくる子どもの実像や、子どもとどう向き合うことが大切か、それぞれから発言がありました。先の話にも通じますが、そばにいた時間を作り、子どもを見つめ思いを感じとろうとすれば、もっと子どもの「声」は聴こえてくるはず。そうするかどうか、わたしたちおとなの行動にかかっているとつくづく思います。

互いの「声」を受け止めあって、全ての「声」を大切に。子どもたちから寄せられたメッセージに勇気をもらおう一日でした。



フォーラム
公式サイト

昨年、成立したことも基本法。その前にはさまざまな提言活動が行われ、子どもたちも「声」を届けた^{※1}。その場に参加した A さん(現中学生)が現在の思いを寄せてくれた。

「こども基本法の制定はとても大きな意味があります。いじめを経験したわたしが活動できているのも、子どもの参加の権利が保障されているからです。しかしこれで問題が解決するわけではありません。まずは子どもたちに対し子どもの権利条約を啓発すること。そしてより困難な状況にある子どもたちのために子どもコミッショナー^{*2}の設置を求めます」

Aさん、ありがとうございました！

*1 広げよう！子どもの権利条約キャンペーン →



*2 子どもの権利や利益
が守られているかの監
視、子どもの代弁者、子どもの権利
に関する啓発などの役割を担う。オ
ンブズパーソン。



子どもの権利条約フォーラム2024in東京

いっしょに学ぼう!つくろう!広げよう! ～ひとりひとりの「声」が迷子にならないように～
開催概要

◆開催日 2024年11月9日(土)全体会/10日(日)全28分科会/そのほかパネル展示、出張プレパークなど◆会場 立教大学/一部オンライン配信◆参加者 のべ2129名(おとな1413名・子ども716名)◆共催 広げよう!子どもの権利条約キャンペーン/子どもの権利条約フォーラム2024in東京実行委員会/公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(事務局)◆呼びかけ団体 子どもの権利条約ネットワーク◆後援 こども家庭庁(東京都/豊島区/豊島区教育委員会

すごろくの☆のマスに止まると
子どもは権利条約カードを1枚引い
て読み上げ、＼なんでやねん＼のマス
に止まると、なんでやねんカードを
引き、カードに書かれた「なんでや
ねん！」な出来事を読み上げます。
カードには「お手伝いをするつも
りなのに、いらんことするなと言わ
れた」「他の子と比べられる」といっ

アイスブレイクなどを経て、いよいよ実践。各グループには子どもとおとなが混在していたので、最初はとまどいつつも、徐々に盛り上がっていきまます。

分科会3を見学させていただきま
した。主催は、子どもの権利条約 関
西ネットワーク。楽しみながら「子
どもの権利」を学び、その大切さに
ついて考えるという趣旨で、このす
ごろくは2021年から頒布してい
るそうです。



分科会「意見ばくはつ！」
子どものけんりなんでやねん！
すぐろく」より



子どもの権利条約ネットワーク
HP



子どもの権利条約
(ユニセフのHPより)

＊1 1991年設立の『子どもの権利条約ネットワーク』発行のニュースレターに詳しい。

＊2 子どもの権利条約が国連で採択された日。



子どもの権利条約
関西ネットワーク HP

た、日常のモヤモヤ経験が書かれていて、「それはムカつくよね」「子どもの頃、同じ経験したわく」などの声が挙がります。

いつの間にか、子ども・おとな関係なく、気持ちを出し合う場となっていました。

このすぐろくは、2024年まで2000セット近くを全国に発送。子どもたちとの実践をもとにして、増刷のたびに「進化」しているそうです。

約HP

【社会の動き】

◆日本国憲法('46) / ◆児童福祉法('47) / ◆(旧)教育基本法('47)
 世界人権宣言、国連総会にて採択('48)

児童憲章 制定('51) / ≈中卒生の集団就職さかん
 児童の権利に関する宣言、国連総会にて採択('59)
 高校進学率70%を超える('65)
 国際人権規約 採択。世界人権宣言を具体化('66)

≈「登校拒否症」が問題に / ≈暴走族、非行少年

≈家庭内暴力ふえる

国際児童年 / 子どもへの体罰を法的に禁止。世界初（スウェーデン）
 日本、国際人権規約に批准 / ≈校内暴力ふえる
 子どもオンブズパーソン制度スタート（ノルウェー）

≈戸塚コットスクール事件。死者・行方不明者・重軽傷者多数
 日本学校保健学会で「いじめ」に関する初の報告

子どもの権利条約 採択。子どもは「保護の対象」から「権利の主体」へ
 子どものための世界サミット。2000年に向けた7つの目標を策定

日本、子どもの権利条約に批准

阪神・淡路大震災

改正児童福祉法。学童保育の法制化
 国連子どもの権利委員会による勧告（第1回）
 東京都、子どもの権利擁護委員会を試行設置

最悪の形態の児童労働条約 採択 / ◆児童買春・児童ポルノ禁止法
 兵庫県川西市、子どもの人権オンブズパーソン制度を開始。日本初

◆児童虐待防止法
 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書 採択
 世界の子どものための平和の文化と非暴力のための国際の10年（～2010）
 川崎市子どもの権利に関する条例 施行
 国連子ども特別総会
 初中等教育の完全週5日制がスタート。絶対評価導入

◆出会い系サイト規制法

国連子どもの権利委員会による勧告（第2回）
 子どもの権利擁護委員会廃止（東京都）

新教育基本法（全部改正）。国の一員たる児童らが達成すべき徳目を具体化

国連子どもの権利委員会による勧告（第3回）

東日本大震災

◆いじめ防止対策推進法。学校に「重大事態」の調査・報告義務

◆子どもの貧困対策推進法

改正公選法。18・19歳に選挙権
 文科省通知「不登校を問題行動と判断してはならない」

改正児童福祉法。「児童の権利条約の精神にのっとり」。意見の尊重も明記
 ◆教育機会確保法。不登校児らを想定
 国連子どもの権利委員会による勧告（第4・第5回）
 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」開設

改正児童虐待防止法。体罰の禁止を明記
 児童虐待相談件数が20万件超え。5年で倍増した
 児童労働の根絶のための国際年
 相対的貧困率15.4%、先進国中最悪に / ≈ヤングケアラーが社会問題に

改正少年法。18・19歳を「特定少年」と規定

改正児童福祉法。子ども家庭センター、児童の意見聴取の仕組み整備等
 小中高生の自殺、500人を超える。20年で倍増 / 「トロー横キッズ」が問題化

◆こども基本法 / こども家庭庁 発足
 芸能事務所における長年の性虐待が発覚。被害者は数百人以上

【市民の動き】

1940年代 世界初の冒険遊び場。ナチス占領下のデンマークで('43)

1950年代 ★日本子どもを守る会。児童憲章の精神の実現をめざす('52)

1960年代 ★IPA（子どもの遊ぶ権利のための国際協会、デンマーク、'61）
 『子ども白書』（日本子どもを守る会）創刊('64)

1971（昭和46）イヴァン・イリイチ『脱学校の社会』

1973（昭和48）アレン卿夫人『都市の遊び場』（Planning for play; 1968）邦訳出版

1975（昭和50）

1977（昭和52）IPA「子どもの遊ぶ権利によせるマルタ宣言」

1978（昭和53）CAP（子どもへの暴力防止）プログラム誕生。米国のレイブ救援センターにて

1979（昭和54）★IPA日本支部（IPA Japan） / ★羽根木プレーパーク（世田谷区内）。日本初

1981（昭和56）

1982（昭和57）大沼安史『教育に強制はいらない／欧米のフリースクール取材の旅』

1985（昭和60）★東京シュレ。日本におけるいわゆるフリースクールの草分け

1986（昭和61）英国でチャイルドラインが初めて開設。当初は被虐待児らを想定
 ★セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン。子どもの権利の国際NGO、日本で展開へ

1989（平成元）

1990（平成2）IPA世界大会、東京で開催

1991（平成3）☆子どもの権利条約ネットワーク
 ★ECPAT（アジア観光における児童買春根絶国際キャンペーン）始動

1992（平成4）★ECPAT/ストップ子ども買春の会。ECPATの取り組みを日本で展開

1993（平成5）第1回子どもの権利条約フォーラム『子どもの権利条約の批准めざして』

1994（平成6）

1995（平成7）

1998（平成10）★せたがやチャイルドライン。日本初の子ども向け電話相談窓口
 ☆日本フリースクール協会 / ★CAPセンターJAPAN（大阪）
 ☆子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク（CMPN、現・チャイルドファーストジャパン）
 ☆チャイルドライン支援センター

1999（平成11）

2000（平成12）ロジャー・ハート『子どもの参画』（1997）邦訳出版

2001（平成13）第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議。横浜にて開催
 ☆フリースクール全国ネットワーク

2002（平成14）

2003（平成15）☆日本冒険遊び場づくり協会

2004（平成16）★ノーバディズ・パーフェクト・ジャパン。カナダ発祥の子育て支援プログラム

2006（平成18）

2007（平成19）高校生らが校内いじめに対抗。「ピンクシャツデー」の始まり（カナダ）

2010（平成22）☆なくそう！子どもの貧困全国ネットワーク

2011（平成23）★日本ピンクシャツデー。「いじめ反対」の意思表示キャンペーン

2012（平成24）★だんだんこども食堂。子ども食堂のさががけとされる（大田区）

2013（平成25）

2014（平成26）

2015（平成27）☆こども食堂ネットワーク。子ども食堂の全国的な急増を受けて
 ★子どもと文化のNPO Art.31。子どもの文化権に関する取り組み

2016（平成28）「広げ、こども食堂の輪！」全国ツアー（～2019）

2017（平成29）

2019（令和元）山崎聡一郎『こども六法』

2020（令和2）★子どもの声からはじめよう。子どもアドボカシーに取り組む団体

2021（令和3）≈★2020年代に入り各地で子どもアドボカシーセンターの設立相次ぐ

2022（令和4）☆全国子どもアドボカシー協議会

2023（令和5）

※編集部調べ（東京ボランティア・市民活動センター）
 ※法令類は原則として施行の年。
 ※一部正式名称などを省略している場合があります。

子ども×遊ぶ ～子どもの遊ぶ権利を考える～



子どもにとって遊びは日々の営みそのものでした。はたして、今は…？

子どもの権利条約の第31条にうたわれている遊ぶ権利について、TOKYO PLAYの嶋村仁志さんと、IPA日本支部の梶木典子さんにお話をうかがいました。

■遊ぶことは、すべての子どもにとっての「いのちのしくみ」

嶋村仁志（一般社団法人TOKYO PLAY 代表理事）

遊ぶことに対する認識を変える

——子ども時代はどんなふうに遊んでいましたか？

小学生時代は東京・昭島市の団地で過ごしました。六虫と呼ばれるボールを使った鬼ごっこや缶けりをしたり、自転車でひたすら走り回ったりして遊んでいました。中学生の頃は千葉県に引っ越しましたが、大人がつくる場には行かずに遊ぶ日々でした。

——嶋村さんはプレーパークでリーダーダーを務めたあとに、TOKYO PLAYを設立されました。そこにはどんな思いがありましたか？

プレーパークは子どもたちの好奇心を大切に自由で遊ぶようにつくられた遊び場で、プレーリーダーは環境整備や見守りをしながら、子どもたちや地域の人たちと共に遊び場を作り続けるという仕事をしています。ところが、家の近所で遊んでいた子どもたちが「そんな遊びをし

たいのならプレーパークへ行きなさい」などと言われるような状況もありました。子どもが思いきり遊べることは大切と思われる一方で、まわりの人々としては子どもの遊ぶ姿が受け止められなくなっていることに気づきました。そこで、子どもが遊ぶことに対して社会のまなざしが変わるような取り組みができないかと考え、TOKYO PLAYを立ち上げました。

自分で自分を育て、大丈夫にしておく

——なぜ、遊ぶことが大切なのでしょう？

遊ぶことは、子どものウェルビーイング（Well-being）よい状態にあることと直結しています。遊ぶということは身体的、精神的、社会的にも自分で自分を育て、自分を丈夫にしていける、すべての子どもにとっての「いのちのしくみ」。自分で自分のいのちを守る、本能的な営みでもあります。たとえば、子どもは災害



「とうきょうご近所みちあそび」の様子（P8および左）。
（写真提供：TOKYO PLAY）



TOKYO PLAY
HP



TOKYO PLAY
Facebook



「子どもにやさしい空間」
ガイドブック

や紛争といった体験さえも、遊ぶ中で再現し、コントロールして心の安定を保とうとします。しかし、遊ぶ時間も空間も制限されている現在、子どもの育ちが脅かされています。かつて公害問題が起こった時、国は対策を講じ、市民の意識改革を進めました。子どもの遊びは公衆衛生の問題かつ環境問題だという認識で、同じように働きかけ、社会が本気で取り組む時ではないでしょうか。

■みんなが「まちをつくる人」に

——遊ぶ権利を守るために、どんなことができるでしょう。



嶋村仁志（しまむら・ひとし）

1968年、東京都生まれ。羽根木ブレーパーク、川崎市子ども夢パークのスタッフを歴任し、2010年に一般社団法人TOKYO PLAYを設立。「子どもの遊びにやさしい東京を」というビジョンを掲げ、国内外で様々なプロジェクトを展開している。

■「子どもの暮らしにかかわらない大人はいないのではないのでしょうか。」

梶木典子（IPA日本支部代表）

——子どもの遊びを守るために

——IPAの活動について教えてください。第31条の成立に深くかかわったそうですね。

IPAは子どもの基本的人権とし

て、遊ぶ権利を保護し、維持し、促進しなければならぬという理念のもと、世界50カ国の仲間と活動しています。第二次世界大戦下、デンマークでは「エンドラップ廃材遊び場」^{*1}が誕生し、子どもが生き生きと遊ぶ

ようすが注目され、同様の遊び場がヨーロッパ各地に作られるようになりました。その動きを受け継いで、IPAは子どもたちの遊びを守り、遊び場をよりよくしていくための団体として1961年に発足しました。日本支部は国際児童年^{*2}でもあ

るきっかけができるようにと企画しました。大切なのは、する人・される人をわけず、みんなが「つくる人」になること。これなら、どこの地域でもできるのではないかなと思います。

◆資料紹介◆

『子どもにやさしい空間』ガイドブック（発行：（公財）日本ユニセフ協会／（国研）国立精神・神経医療研究センター。上記QRコードよりダウンロード可能。



IPA 日本支部
ホームページ



(左) 子どもが自分で宝箱を作り、その中に最初に入れるのは『子どもの権利に関するリーフレット』。

権利が一番大切なものだから!という意味がある。

(右) トレーラーや自転車など多様な手段を使って遊ぶ道具が運ばれる。(いずれもドイツにて／写真提供: 梶木典子)

る1979年に設立されています。1989年に子どもの権利条約が国連で採択された際、第31条に遊ぶ権利が盛り込まれることになった背景には、IPAの積極的なはたらきかけがあったと聞いています。私は大学時代、冒険遊び場や児童館を通して遊び環境を研究し、IPAには2000年頃から関わっています。

厳しさを増す、

子どもの遊びをめぐる現状

——子どもにとって遊びはどんな意味を持ちますか。今、遊ぶ環境はどんな状況でしょうか。

IPAでは、子どもにとって遊びとは、生きていくことそのもので、食べる・寝ると同じように遊ぶことは、命をつないでいくために、そして大人になっていくうえでいろんなものを身に付けられる、とても大事なことを考えています。

しかし、子どもの遊び環境はどんどん変化しています。2000年後にゲームが登場し現在はスマホやタブレットに代わり、遊びのバーチャル化がすすみました。また大人の介入が強まっています。遊びというよりスポーツ中心の志向もそうですが、

たとえばプレーパークは本来、子どもがいつでも来て良くて、やりたいことができる場はずなのに、脳の発達に良いと聞いた親が無理やり連れて行ったり、何をすれば良いか見本を示してと言われたりといった声がかかります。さらにここ10年の間には貧困や差別など暮らしの影響も加わって、子どもの遊びの阻害要因は増えるばかりと言えます。

もっと、子どもにまなざしを

——子どもと直接かわりがないと言いう方もいます。わたしたちにはどんなことができるのか、読者へのメッセージをお願いします。

わたしは街中でやんちゃなことをしている子どもを見かけると、「何してるん?」と声をかけたりします。少し勇気がいりますけどね。でも子どもは意外と応えてくれるんです。子どもの知り合いがなくても、たと



梶木典子 (かじき・のりこ)
神戸女子大学教授。NPO法人日本冒険遊び場づくり協会理事。大阪生まれ。遊びの原体験は自然や近所付合いの残るのどかな郊外と、夏休みを過ごした鳥取の海での遊び。

えば通りをわたる子どもがいたら車を止めて「どうぞ」と譲ってあげる。子どもイベントのポスターを見たら子どもたちはがんばっているんだなと思う。そんな日々の暮らしのなかで子どもへのまなざしを持つことが大事だと思います。

そして、子育てする親のみなさんには、スマホを見るのをやめて子どもの遊ぶ姿をちゃんと見て欲しい。「後でね」ではなくて子どもが話したい時にこそ話を聞いてあげて欲しいです。ちょっとしたことから子どもとのかかわりを増やして欲しいと思います。

*1

1943年にコンベンハーゲン市郊外に作られた世界で最初の冒険遊び場。大戦後、ここを訪れたイギリスの造園家アレン卿夫人は感銘を受け冒険遊び場づくりを各地に広めていった。

*2

国連は1959年に採択した「児童権利宣言」から20年の1979年を国際児童年とし、改めて子どもの問題と向き合い解決に取組もうと世界各国に呼びかけた。

18さいまでの子ども専用 でんわ&チャット せたがやチャイルドライン

子どもたちへの約束

- ・ ヒミツはまもる
- ・ 名まえは言わなくていい
- ・ どんなことも、いっしょに考える
- ・ でんわやチャットを途中で切ってもいいんだよ
- ・ いつでもかけてきてね



*チャット
文字でお話ができます

せたがやチャイルドラインのカード。学校や子どもたちの通う場所で直接子どもたちに配布される。
裏面にはチャイルドラインの電話番号とチャット用URLが記載されている。

子どもの声を聴き続けて

せたがやチャイルドライン

「まず、おとなが幸せにいてください。」

これは川崎市で子どもの権利条例を策定するために集まった子どもたちからの大人へのメッセージだ。子どもは一人の自立した人であり、子ども自身に行動する力も権利もある。けれども悩みや不安で一步を踏み出せない子どもの声を電話で聴き、一緒に考え、そつと背中を一つ押しするような活動がチャイルドラインだ。イギリスで始まった活動を現地で学び、日本で初めて子どものための電話相談を開設した「せたがやチャイルドライン」運営委員長の田野さんと事務局の小畑さんにお話を伺った。

子どもの声を聴いて

せたがやチャイルドラインは、1998年に期間限定で開設したのち、2000年から常設で電話相談を受けつける。対象は18歳までの子

ども。学校に行っていないなくても仕事をしていたとしても18歳までの子どもならどんな相談も受けつける。相談といっても、その日あったことを何でも話していいし、かけたことも名前ももちろん秘密にする。電話を受ける受け手は講習を受講したボランティア。そして受け手を支える支え手もいる。

子どもから寄せられる声は多様だ。「お友達と喧嘩しちゃった」「お母さんに怒られた」「いじめを受けている」「一緒に住んでいるおばあちゃんのお世話でお友達と遊べない」「なんだか体や心が変わっている気がする」「学校に行きたくないけど、学校に行きなさいと言われて悲しい」

先生に相談すればいい、仲直りすればいい、周りの大人に聞いてみればいい、と返してしまいうな子どもたちの声。けれど、日常で起きた些細なことでも、子どもたちの心で大きな意味を持ち負担になってしまったり、誰にどうやって相談すれ



普段子どもと関わる大人たちに向けた講習も行う。子どもにとって相談をすることがどれだけ勇気があるのかを実感する。



お話いただいたお二人。
せたがやチャイルドライン運営委員長の田野さん(写真左)と、事務局を担う世田谷ボランティア協会の小畑さん。

ばいばい分からなくて抱え込んでしまったりすることがある。

電話越しにできること

電話越しに子どもの声を聴く。何があったのか、どんな気持ちになったのか、今の気持ちは？一つひとつの子どもの声に丁寧に耳を傾け、頷き、そして一緒に考える。悲しい気持ちになることが悪いことではないと伝えながら、その悲しい気持ちが晴れる方法を一緒に考える。簡単に解決しないような問題もたくさんあるけれど、子どもたちは、自分で話しながら考え、頭や心の中でモヤモヤしていたことを整理していくことができる。自分の中で整理することで、例えば先生に相談するために伝えなければいけないこと、伝えたいことがまとまってくる。そんな頃に電話越しで受け手は、そっとその子どもの一歩を勇気づける。

電話越しで子どもの顔はもちろん分からないし、名前や学校名も伝える必要がないから、その子ども自身に会って支援することはできない。あくまで子ども自身が行動しなければ子どもが抱える悩みや悲しみが晴れることはない。声と気持ちを電話にのせて、子どもたち自身の力を信

じていく。

いまの子どもたち

学校でもICT化が進み1人1台IT機器を持つようになった。そしてスマートフォンを子ども自身の専用機として持たせる家庭も増えてきた。SNSを始めとする顔の見えないコミュニケーションが身近過ぎてしまうのがいまの子どもたち。顔が見えない、時間を問わない、そして外からは見えない。広いようでとても狭い世界の中で新たな問題もたくさん生まれている。けれど自分だけの機器があることで、誰もが相談にアクセスしやすくなった。チャット相談も開始し、声だけではなく文字でも子どもたちの声に耳を傾ける。

あなたは一人の大切な人。嫌と言う権利も逃げる権利もなんでも持つ。時に大人のサポートが必要な時もあるけれど、そっと背中を押してもらいたいとき、どうしていいかわからないとき、そんな時にチャイルドラインの存在を思い出して(少し勇気も必要かもしれないけれど)自分の声、思いを伝えよう。きっとあなたの笑顔につながる。

絵本の中の素敵なおとなたち

～絵本をヒントに
子どもの権利条約を生かす～



青木沙織（江戸川子どもおんぶず事務局長）

毎日のくらしの中で子どもの権利条約を生かすというのはどういうことだろうか…。目の前の子どもにはどんな関わりがふさわしいのだろうか…。果たして自分は子どもにとって素敵なおとなになれるだろうか…。子どもの権利条約の輝きにふれたとき、そんな途方もない問いにぶつかることがあります。何か身近なものに手がかりがないか探していたところ、「絵本」というアイデアを思いつきました。

絵本のおとながヒントをくれる

絵本の物語にはたくさんのおとなが出てきます。子どもにとっては、時に、にくつたらしい存在だったり悪象徴として描かれることもあり、ますが、子どもの権利を守り、子どもに力を与える素敵なおとなが登場することがあります。

例えば、『ぐりとぐらとくるりくら』（福音館書店）。中川李枝子さん・山脇百合子さんによるシリーズの1冊です。ある日、ぐりとぐらがうさぎのくるりくらに出会います。うんと楽しい時間を過ごした3人は、くるりくらのおうちに寄っておやつを食べます。その間、くるりくらのおかあさんは「とびたい はねたい

おどりたいときは なわとびがいちばんよ」と言って、毛糸でなわとびを3本編んでくれます。別れ際のさみしさはなく、ぐりとぐらの帰り道を「たのしかった！」でいっぱいにしてくれます。子どもたちの気持ちをそっと察知し、小さなギフトによって今日という日を宝物へと変えてくれたおかあさん。子どもの遊びの世界を尊重し、心の発達をより豊かに膨らませる姿が見えます。

ほかにも、『おたんじょうびおめでとー！』（偕成社）。児童心理にも精通したパット・ハッチンスさんの絵本です。サムくんの誕生日。1つ、大きくなりました。ですが、電気のスイッチには手が届かず、誕生日プレゼントの船を洗面台に浮かべたくても背が足りません。そこに、おじいちゃんからの贈り物が届きます。中身は小さな椅子。サムくんは「ぼくにぴったり!」とよろこびます。そして、その椅子を使って、自分で電気を付け、船で遊びます。その得意気な顔! おとなが子どもの代わりになってしまうことは簡単ですが、子どもは力のない存在ではありません。子どもの想いに寄り添うことや、子どもにとって、もっともよいことを考えるうえでのヒントを、おじいちゃんが教えてくれます。



ワークショップ「絵本の中の素敵なおとなたち」の様子。
1冊の絵本を真ん中にして、子どもの権利を生かす
素敵なおとなについて話し合う。

江戸川子どもおんぶず

2001年設立。国連子どもの権利条約の精神が生きる市民社会をめざし、政策提言などのアドボカシー活動、子どもの権利条約を〈読む〉ワーク、織りや紡ぎによる表現ワークを中心に、「子どもの虐待防止キャンペーン」「ファミリーグループカンファレンス紹介動画翻訳」、自治体での子どもの権利条例づくりへ参画などに取り組む。2023年からは、パートナー団体「足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ」とともに、気候変動と子どもの権利に関する調査研究を行っている。



選書プロジェクト「絵本の中の素敵なおとなたち」

2016年、設立15周年を記念し、1年をかけて毎週1冊ずつSNSで紹介。全53冊分の紹介と解説は冊子（頒布500円）にまとめた。絵本とパネルは貸し出しにも対応。出張ワークショップも実施している。

青木沙織

最近出会った素敵なおとなが登場する絵本は『ぼくは川のように話す』（ジョーダン・スコット文、シドニー・スミス絵、原田勝訳／偕成社）と『橋の上で』（湯本香樹実文、酒井駒子絵／河出書房新社）

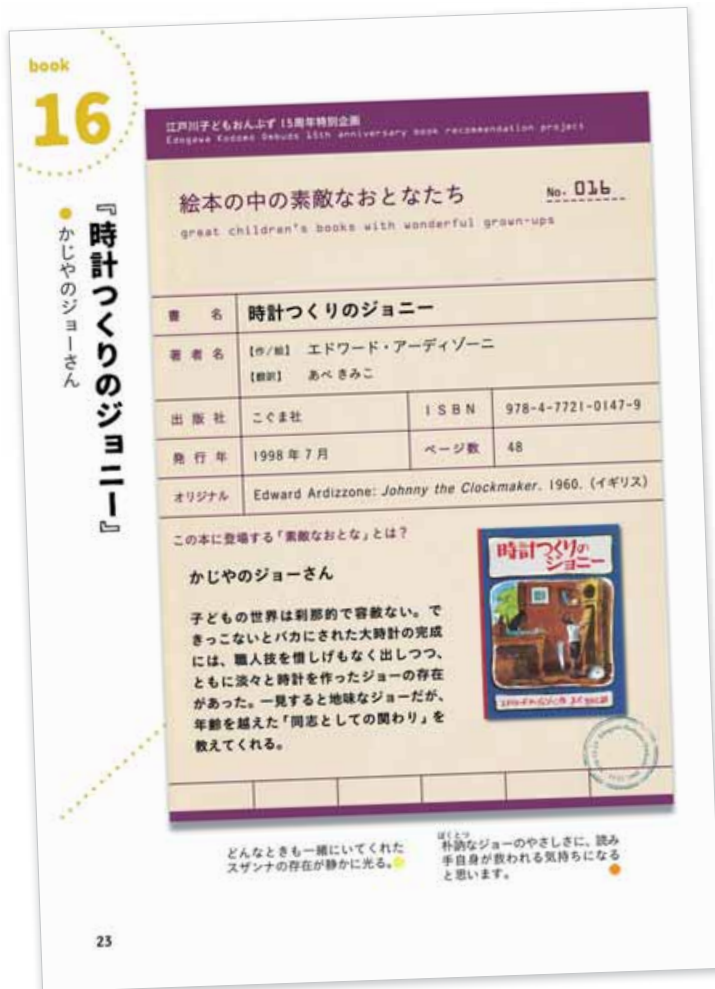


絵本の魅力はなんといっても、深

実際に絵本を開いて 素敵なおとなと出会う

まだまだ素敵なおとなはいません。保護者や親族だけでなく、お店屋さんや先生、ご近所さんといった地域のおとなや、その道の専門家や長老などもあります。20代の若者が魅力あふれる関わりをする絵本もあります。日常を描くものもあれば、自然や文化、伝統などを引き合いにしながら進む物語もあります。長い時間を子どもと過ごす場合もあれば、ほんのひとときの交流で終わる場合もあります。なじみの絵本でも、おとなに注目してみると、ぜんぜん違った印象になることもあるでしょう。

い内容が短簡に凝縮されているところ。そして圧倒的な手に取りやすさ。子どもの権利を考えようということでも、絵本が媒体だと、仲間を誘ったり催しを呼びかけることも比較的気軽にできます。図書館などといったしょにフェアや読書会を実施した例もあります。グループワークをしても、絵本をめくりながら進めれば、どのページの関わりが素敵だと思うか、子どもの権利条約の第何条と密接だと思うか、そんなやり取りも弾みます。まずは、ぜひ実際に絵本を開いて、その中にひっそりたたずむ、子どもにとって素敵なおとなを探してみてください。絵本の中の素敵なおとなたちとの出会いは、きっと子どもに関わるうえでの力をもたらしてくれると思います。



『絵本の中の素敵なおとなたち』。1ページ1冊の形式で
53冊の絵本を紹介している。右ページは展示の様子。

「子どもの権利条約」と「こども基本法」 条約批准30年を踏まえて考える

林 大介（子どもの権利条約ネットワーク事務局長／浦和大学社会学部現代社会学科准教授）

（１）子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約」（児童の権利

に関する条約）は、1989年11月20日、国連総会において採択され、1990年9月2日に発効した、子どもたちの権利の促進及び保護のための最も包括的な人権条約である。子どもの権利条約は、子どもに関連する権利全体（経済的、社会的、文化的、市民的、政治的権利）について明言した最初の法律文書である。またこの条約は、子どもたちを、自身の権利を能動的に保有する社会的行為者として明確に認めた、最初の国際文書である^{＊1}。

条約の規定に基づいて、締約国はすべての子どもたちの権利を確実に実現する法的義務を負っている。条約は前文および54条からなっており、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」

「生命・生存・発達の権利」「子どもの意見の尊重」という4つの基本理念に基づいている。

条約は、これまで「子ども」をもっぱら「保護の対象」としてきた考え方を転換し、子どもを独立した人格と尊厳を持つ「権利の主体」としている。そのうえで条約は、子どもをおとなと同じように取り扱うことを求めているのではなく、子ども期にふさわしい、より手厚い権利保障を要請している。条約は子ども時代のあり方を規定しており、18歳未満のすべての子どもたちの処遇、ケア、生存、発達、保護、参加に対する最低基準の概要を示している。

（２）子どもの権利条約と日本

日本は、1994年4月22日に158番目の締約国（批准）となり、

5月22日に発効となった。2024年10月時点で世界196か国が批准している。

日本政府は条約を批准した際、現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、国内法の整備を行わなかった。「児童福祉法（1947年（2016年全面改正）」「教育基本法（1947年（2006年全面改正）」「少年法（1948年）」「母子保健法（1965年）」「児童虐待防止法（2000年）」「子ども・若者育成支援推進法（2010年）」「子どもの貧困対策推進法（2013年）」「成育基本法（2018年）」など子どもに関わる様々な個別の法律があるが、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律は存在してこなかった。児童福祉法は福祉分野の法律であり、教育や司法の分野に及ぶものではない。子ども

こども基本法の概要	
目 的 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。	
基本理念 ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備	
責務等 ○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力	こども政策推進会議 ○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
白書・大綱 ○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）	附則 施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討
基本的施策 ○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等	

図表1（出典：内閣官房資料）

の権利侵害に関する裁判においても子どもの権利条約を基盤とした判例はなく、国内法に定められていない影響が大きい状況にある。日本政府はこれまで、「子どもの権利保障」に対して消極的な立場をとり続けていた。そしてまた、国連・子どもの権利委員会は、日本政府に対して、子どもの権利に関する包括的な法律の採択や総合的な調整機関の設置を勧告していた^{*2}。

（3）こども基本法の成立

そうしたなか、2022年6月15日、議員立法として「こども基本法案」と内閣提出の「こども家庭庁設置法案」および関連法案が参議院で可決され成立し、2023年4月1日から施行となった^{*3}。

法案審議の際には、そのキーワードとして「こどもまんなか社会」が言われていたが、野田聖子担当大臣（当時）は「こどもまんなか社会」について、「こどもまんなか社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言

い換えれば、権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健全な成長を後押しする、そんな社会であると考えています。」と答弁するとともに、また、こども家庭庁創設に関しても「こども家庭庁を創設し、子供の権利と尊厳をしっかり守る社会を実現してまいりたいと願っています。」と答弁しているように、「子どもの権利」についての言及がされたことは、大きな一歩である^{*4}。

（4）こども基本法とは

こども基本法の概要は、上の図表1のとおりである。

こども基本法の基本理念は、図表1にもあるように、6つに整理できる^{*5}。そして、特に「子どもの意見表明・参加」について、以下のように定められたことは、大きな一歩である。

・すべての子どもについて「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会」を確保すると定め(こども基本法3条3項)、子どもの意見表明・参加を広く推進していく必要性を確認した点。

・同様に、こども施策の策定・実施・評価にあたって、当事者である子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬとし(同11条)、こども政策推進会議による「こども大綱」案の作成にあたって子どもなどの意見を反映させるために必要な措置を講ずると明文化した点(同17条3項)。

(5)「こどもまんなか社会」を地域の中で実現するために

実際に生活している子どもに近いのは、国ではなく、自治体である。国としての指針を踏まえて、各自治体が子どもの権利保障のための施策を展開することが重要になる。その際、参考となるのが、国連で子どもの権利条約が採択されたのち、ユニセフが提唱した、条約が保障する子どもの権利を実現する「子どもにやさし

いまちづくり」である。

「子どもにやさしいまち」^{*6}においては、子ども自身が積極的に関わることができる機会を創り出すこと、意思決定過程において子どもの意見を反映させることが重要となる。つまり、18歳未満の子どもであっても、権利主体として、自分が生活する社会に参加し、自分たちが望むまちのあり方に意見表明して、決定に影響を及ぼすことができる存在なのである。

これらを踏まえると、子どもの権利に関する包括的法律ともいえるこども基本法の施行を踏まえ、今後自治体においては、以下の取り組みが必要となると言える。

- ・子どもの権利を恒常的に保障するための子どもの権利条例(子ども条例)の制定
- ・子どもにとって分かりやすい行政組織に変革
- ・子どもの意見表明や参加の仕組みづくり
- ・取り組んだ子ども施策に対する評価・検証と、それを踏まえた改善
- ・子どもの相談・救済の仕組みの確立

*1

「ユニセフ(国連児童基金)『世界子供白書 特別版2010』(英語版2009年11月発行、日本語版2010年4月発行、財団法人日本ユニセフ協会)参照

*2

国連・子どもの権利委員会による日本政府に対する最終所見 英語原文

*3

こども家庭庁(こども基本法)

*4

第208回国会衆議院内閣委員会会議録(2022年4月22日)「国重

*5

内閣官房の「こども政策の推進(こども家庭庁の設置等)」

*6

「子どもにやさしいまち」については、内田塔子「ユニセフ『子どもにやさしいまち』づくりの社会的背景とその特質」『ライフデザイン学研究』第8号、東洋大学ライフデザイン学部、2012年、39〜62ページ)参照



林 大介 (はやし・だいすけ)

1993年に、高校の文化祭で子どもの権利条約の展示発表を行ったことを機に「子どもの権利保障/子ども参加/シティズンシップ教育」に取り組む。障害児介助員、チャイルドライン支援センター事務局長、文科省専門職、東洋大学助教などを経て、2020年4月より浦和大学社会学部現代社会学科准教授。3児の父親。

総務省「主権者教育アドバイザー」、こども家庭庁設立準備室「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会委員」、元・川崎市子どもの権利委員会委員、世田谷区子ども・青少年問題協議会委員、中野区子どもの権利委員会委員、豊島区子どもの権利擁護委員、子どもの権利条約ネットワーク事務局長、模擬選挙推進ネットワーク事務局長等。

『声をあげよう、社会は変えられる-子どもが政治参加する方法』(PHP研究所、2023年7月)、『どうぶつせんきょ』(大型絵本、ほるぷ出版、2021年6月)、『18歳選挙権』で社会はどう変わるか』(集英社新書、2016年6月)。



*5



*4



*2

編集部の書棚から



末富芳 編著
明石書店 2023年
2,700円+税

子ども若者の権利と政策1 (全5巻) 子ども若者の権利とこども基本法

こども基本法ができるまで、そして、日本で暮らす子ども達の現状や各地で子どもの権利を守ろうと様々な取組が行われている様子を多様な事例や調査とともに紹介する。子どもや若者がおかれた現状を知りたい、こども基本法について知りたいと思ったときに、まず読んでおきたい1冊。

15歳からの社会保障

横山北斗 著
日本評論社 2022年
1,500円+税



人生は何が起こるか分からない。大切な人が苦境に陥るかもしれない、自分が困難な状況に陥るかもしれない。そんなとき助けになる社会保障制度。10人のストーリーを軸にリアリティのあるエピソードを通して役立つ制度を学ぶことができる。人生のピンチに備えてお守りのように持っておきたい1冊。

◆忘れてはいけない、もうひとつの「宣言」のはなし

子どもの権利条約への批准に先立つこと40年あまり、国連の「児童の権利に関する宣言」よりも8年も前に、実は日本においてとある宣言文が制定されています。国民による制定会議から生まれた「児童憲章」と呼ばれるもので、今読んでも何ら錆びることのない、普遍的で、よく練られた、高らかな権利宣言です。当時の政府はこの「児童憲章」の普及にたいへん積極的でした。GHQの促しもあったにせよ、日本人が自らの手でこのような理念を生み出したのだということは、ぜひ覚えておきたいものです。

時を経て、いつしか戦後民主主義の熱いうねりは去り、行政からも市民側からも半ば忘れられてしまったかに見える「児童憲章」ですが、ねがわくば、少しでも多くの方に知っていたら、折にふれその精神を思い出してほしいものだと思います。また、もしあなたが「母子健康手帳」を手元をお持ちなら、ぜひ最後のページを確認してみてください。

児童憲章

1951年5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

私の社会貢献活動履歴

前編

上杉貴雅

(メイクスマイル、オレンジフラッグ)

『ネットワーク』
編集委員企画
第4回

『ネットワーク』編集委員となって10年近く経ち、気が付けば今では最古参。もともとそんな人間ではなかったのに、気の向くまま、流されるままに社会貢献をしてきたらこんなことになっていました。取るに足りない私の社会貢献活動の履歴と、活動をする上で大切にしている想いを2号にわたってお伝えさせていただきます。読者に何かの引っかけりになれば幸いです。

私が社会貢献活動を始めたのは転職をして自分の時間が持てるようになった時です。20代を激務の中で過ごしてきたのでこれと言って趣味がなく、自分の時間を作れても何をすればいいのか迷いに暮れていました。

そこで「よし！趣味を作るぞ」と始めたのがボランティア。でも、いざ趣味としてボランティアを始めようと思ってもどうすればいいかわからない。今までボランティアをしたことがないからどうやって始めたらよいか分からなかったもので、相談したのが東京ボランティア・市民活動センター、ボラセンです。ボラセンとの出会いが私の社会貢献活動の土台を作り、今こうしてコラムを執筆させていただくに至っています。



2024年9月に実施した若洲海浜公園での海釣りイベント。前列左から2人目が上杉さん。

ボラセンに相談してボランティアの始め方を知り、そして、楽しさを実感できたので、最初のボランティア活動として始めたのが児童養護施設での学習ボランティアです。職場の近くに施設があり、飛び込みでボランティアをさせていただきと連絡をしたら運よく受け入れていただきました。児童養護施設がどんな所なのか、どんな子ども達がいるのかも知らずにや

りたい想いだけで始めました。

担当した子は発達に課題があり、勉強にも遅れがあったので、普通科ではなく特別支援の高校への進学を予定していました。最初に会った時は全く話をしてくれなかったのですが、まずは私を知ってもらおうと色々な話を話しました。子どもの頃の話から、仕事での失敗談など色々な話を聞き取り、私を信用してくれるようになり、私の勉強は高校に入ってからでも継続して施設を出る18歳まで続いていきました。

施設でのボランティアで気づいたことは、ボランティアは仕事とはまた違ったやりがいを感じる事ができること。支援した子が高校に受かった時に「ありがとう」と言ってくれた時に、自分がやった行動自体に感謝をされたことに感動しました。仕事では感じる事が無いその喜びを知ってしまった時、社会貢献活動から抜け出せなくなっていました。

ここから私の社会貢献活動が本格的に始まり、団体立ち上げや学習塾を始めることになったのですが、それはまた次回で。また次号でお会いしましょう。

本誌編集委員の上杉貴雅さんに寄稿いただきました。



メイクスマイルHP



伊豆大島の巻

大島よいとこ一度はおいで 食からはじめる思いやりの町づくり 「大島食堂」

東京には人が暮らす11の島があります。それぞれの島に住む人に、島での生活やコミュニティ、特長などについてご紹介していただく連載です。

東京都大島町は、都心から南へ120キロほどに位置する伊豆諸島最大の島である（人口約6,900人）。

都内から大島までは、港区の竹芝桟橋から高速船で1時間45分。夜に出て翌朝に着く大型客船や、調布からわずか25分で到着する空の便もある。

このように都内から大変「近い島」でありながらも、大島は自然公園法によりありのままの自然環境が守られている。雄大な自然あふれるアクセス良好な火山島～大島へぜひどうぞ！

さて、そんな大島でもコロナ禍の影響は大きかった。各種団体の活動やイベント、学校行事が休止・中止となり、日ごとに発表される感染者数に戦々恐々とする日々。人と会うことすらはばかれるような閉塞感が島を覆った。

そのようなタイミングで（2022年2月）、「全国こども食堂支援センターむすびえ」より、大島でのこども食堂開設の相談を受ける。

大島社協はこれを好機と捉え、コロナ禍で損なわれた地域のつながりを再構築する取り組みとして「地域食堂」開設へ動き出す。

まずは住民ミーティングを開催し、島内から広く協力を募った。その際に集まった有志メンバーで話し合い、活動のコンセプトを「子どもからお年寄りまで誰でも参加できて、食を通して楽しみながらつながる場所」と定める。対象を子どもに限定せず、多世代で交流する集いの場として「大島食堂」をスタートさせた。

会場は南部・中部・北部と都度変えながら、約3カ月に1度のペースで開催を重ね、2024年10月で第8回を数えた。

食事をしながら自然と会話が生まれるような企画をメンバーで考え、ここ数回は「おにぎりバイキング」「クレープバイキング」を実施し活気を呈している。参加者は、赤ちゃんから地元高校のボランティア部、民生委員から地域の老人会とまさに多種多様。

知らない者同士で食卓を囲むことが、お互いを思いやる町づくりへとつながっていくことを願って、これからも「大島食堂」は続いていく。

（大島社協 杉山賢治）



おにぎり作り



子どもからお年寄りまで一緒にごはん



大島社協HP



イラスト：ひびのさなこ

～ TVAC News ～東京ボランティア・市民活動センターの事業から～

活動報告

「東京 能登半島地震被災者支援ボランティアパッケージ」

2024年1月1日に発生した能登半島地震に際して、東京ボランティア・市民活動センターは、東京都と災害協働サポート東京との3者協働により、被災地支援の取組みを進めてきました。活動内容は「コミュニティ支援プログラム」とし、被災地での支え合いの場づくり（サロン活動）を実施しました。

約5か月半（令和6年4月24日～9月28日／全23回）という長期にわたるボランティアを受け入れてくださった現地の方のご協力もあり、延べ389名の方に参加いただきました。活動ががれきの撤去や、泥の掻き出しといった力作業ではなく、サロン活動だったこともあり、参加された方の性別や年齢に偏りは少なく、さまざまな方にご参加いただくことができました。なお、約半数はこれまでに災害ボランティアへの参加経験のない方でした。

サロンにご参加いただいた現地の方は延べ3989名にもわたり、各地域ともに毎週のように参加いただく方が大半で、安定した

実施状況となりました。どの地域でも、本活動は広く認知されて「赤帽さん（我々は活動の際、トレードマークとして赤い帽子を必ず身に着けます）、いつもありがとね。今週も行くね」「毎週、みんなに会えるのが楽しみで、サロンの日はカレンダーに○をつけているの

よ」といった声をたくさんいただきました。参加者の中には、ボランティア派遣終了後も、自主的な被災地支援や都内でのチャリティ活動に取り組まれる方もおり、継続的で幅広い被災地支援へとつながっています。

能登半島の災害はまだ終わっていません。9月下旬には豪雨災害も発生しました。東京ボランティア・市民活動センターは、引き続き、災害協働サポート東京が実施するプログラムをサポートしてまいります。これからも、東京から多様な支援の形を皆様と一緒に考えていきたいと思っています。



サロン活動は輪島市で4か所、穴水町で4か所の計8か所で実施。少しでもほっと一息つける時間を。



サロン活動を行う前には、地域を歩いてのチラシ配布。話し込むこともしばしば。

企業ボランティア・プロジェクト2024

災害時に備えた地域VCとIT企業との連携

東京ボランティア・市民活動センターでは、都内のボランティア・市民活動センター（以下、VC）が災害時や平常時に、データやITツールを活用しながら、効果的に支援活動を展開するために、IT企業各社に協力いただきながら、VC職員のITスキルを強化するプロジェクトを実施しています。

今回は、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会 ボランティア活動センターこくぶんじにおいて、災害時および平常時にどのようなIT課題があるかを明らかにし、それに対応する研修をLINEヤフー（株）と、災害時の企業のネットワーク組織である一般社団法人災害時緊急支援プラットフォーム（PEAD）に加盟しているIT企業各社がボランティア講師になり、2回開催しました。

そして、2025年1月24日（金）の夕方にオンラインで開催する『社会貢献セミナー』では、都内のVCと企業関係者に集まっていたいただき、今回の研修の取り組みについて報告します。その後、それぞれのVCにおいてどのようなIT課題があり、どのような研修や企業との連携が必要かについて話

し合う予定です。詳細は左記のQRコードをご参照ください。



第1回はLINEヤフー（株）の方にボランティア講師になっていただき、災害時に備えた情報収集・発信・共有の仕方について、スマホを使って体験的に学びました。

2025年も開催！ボランティアフォーラム

2025年2月8日（土）、9日（日）に「市民社会をつくるボランティアフォーラム TOKYO2025」を開催します！

ボランティアフォーラムは、私たちの暮らしにかかわるさまざまな社会問題に焦点をあて、私たち市民にできることを考えるイベントです。多様な分野のボランティアや市民活動にかかわるメンバーが実行委員となり、今年は17の分科会を企画しています。

また分科会と並行し、NPO、NGO、福祉作業所等の作品の販売・展示を行う「ふれあい満点見本市」を、1階のエントランスホールで開催します。さらに今回は1階区境ホールで「体験ブース」もありますので、ぜひお立ち寄りください。

参加申込みはホームページ特設サイトから（右記、QRコードをご覧ください）！みなさんのご参加をお待ちしております！



2025年 2/8（土） 10:00～20:30
2/9（日） 10:00～17:30

「楽」に生きる

『ばらかもん』という漫画をご存知だろうか。主人公である書道家の青年が島へ移住し、個性豊かな島民たちと交流しながら生活する様子が描かれている。学生の頃、友人に勧められるがまま数巻購入したこの漫画は、頻繁に手に取るわけではないけれど、なんとなく手元に置いておきたいものの一つだ。

最近、懐かしく思っただけで読み返してみると、手放し難い理由が少し分かった気がする。主人公は、書道界の重鎮に君の字は平凡だと言われたことで揉め、移住するのだが、引越して早々、初対面の子どもに「先生が書いたような字」だと言われて思わず八つ当たりをしてしまう。しかし、子どもの真っ直ぐな言葉や態度にはっとして仲直りをし、その日の夜には、笑い声をあげながら大きな紙いっぱい「楽」という字を思いのまま書く様子が描かれている。ずっと小難しい顔をしていた主人公が、第一話の最後には吹っ切れたように「楽しかった」と言う姿に、ふっと肩の力が抜けた。そういえば、購入当時も同じような気持ちになり、何度もこのシーンを

読んだことを思い出した。

ページの半分ほどを使って描かれている「楽」の文字を眺めながら、何故力が抜けたのか考えてみた。振り返ると、学生の頃は部活に熱中していて、活動に半ば義務感のようなものを持っていたようにも思う。大人になった今だと、好きなことや人間関係、あるいは仕事で、今までの努力や経験があるからこそ、自分の中で積み上げたものに無意識にこだわってしまい、素直に物事を受け止められなくなってしまう私に気が付いた。元々持っていたはずの「楽」しい



『ばらかもん』©Satsuki Yoshino/SQUARE ENIX

気持ちにそっと気付かされ、少し「楽」になる時間もあったいいんだよと教えてもらったような気がした。

* * *

ところで、タイトルとなっている「ばらかもん」とは、長崎県の五島列島の方言で「元気もの」を意味する方言だそう。確かに、描かれる日常はとても賑やかで、思わずクスリと笑ってしまう話が多い。彼らのように元気に暮らしていくためにも、少し「楽」に生きてみよう、そんなことを思う。

(でえ)

ネットワーク

本誌のバックナンバーは
右記からご覧ください。



～本誌392号より～

読者の声



読者の皆さんからいただいたアンケートの一部をご紹介します。

◆思い立ったがバラ日 パレスチナ子どものキャンペーン

・当日の様子がわかりやすく示されていて、また参加者の意見やワークショップを通じて新たな考え方の発見についても記述されていたのがとても良かったです。参加者が作成したポスターやグループごとの発表内容については、ワークショップの貴重な成果物としてもっと大々的に載せてもいいのではないかと思います。

◆【特集】 記憶を紡ぎ、未来へつなぐ

・「伝承の会」「南方特別留学生を伝える会」「練馬女性史を拓く会」のいずれも初めて知った団体でした。過去の出来事を過去のものとして現在から切り離してしまうのは、もったいないことです。今後の地域活動や福祉計画について考える際には、過去を伝える人たちの話から、重要なヒントを得られることもあるはずですね。

◆セルフヘルプという力

◆DPI女性障害者ネットワーク

・子育てをしていますが、まだ幼い子どもから「男だから」「女だから」と

いう発言がよく飛び出し、その度に「男女関係ないよ」と言っています。社会の刷り込みは根強いかもしれませんが、少しずつ変化していったほしいと思います。

◆せかいをみる Docu Athan

・ミャンマーのこの実態をもっと多くの人に知ってほしいと思いましたし、それ以上に今ミャンマーで、不当に拘束されている人たちが早く解放されてほしいと思いました。この記事が多くの人々の目に留まってほしいと思います。

◆【編集委員企画】

◆あの日から始めたこと

・当事者の言葉や経験が、今苦しんでいる人には一番響く言葉だと思っています。

◆いいものみいっつけた！ 雲穿大学（てきせんだいがく）

・NPO法人の大学があるなんて知りませんでした。「自分の心が動くようなものでないと売れない」というのは本当にその通りですね。

お気軽にご意見・ご感想を
お寄せください。



本誌で使用しているQRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

東京ボランティア・市民活動センター

(TVAC: Tokyo Voluntary Action Center)

<https://www.tvac.or.jp>

東京ボランティア・市民活動センターは、ボランティア活動をはじめとするさまざまな市民の活動を推進・支援しています。どうぞご利用ください。

利用

会議室	会議室A・B(各40人)・C(15人) 無料 ※会議室AB通し(80人)
貸出機材 申込み	印刷機(1台)紙持ち込み、点字プリンター 他 4ヶ月前から電話で受付(03-3235-1171)

情報提供

最新のボランティア・市民活動情報は、センターのホームページでご覧いただけます。http://www.tvac.or.jp/

開所時間

火曜日～土曜日：9時～21時／日曜日：9時～17時
(月・祝祭日・年末年始除く)

交通アクセス

JR、地下鉄(東西線・有楽町線・南北線・大江戸線
出口B2b)飯田橋駅下車

ネットワーク

発行人 山崎美貴子

編集委員 上杉貴雅(メイクスマイル/オレンジフラッグ)

江尻京子(東京・多摩リサイクル市民連邦)

片岡紀子(患者スピーカーバンク)

亀川悠太郎(葛飾区社会福祉協議会)

小池良実(岡さんのいえTOMO)

長畑 洋(TDU-雲穿大学)

中原美香(NPOリスク・マネジメント・オフィス)

野村美奈(武蔵野会 リアン文京)

室田信一(東京都立大学)

TVACの公式ソーシャルメディア



編集・発行：東京ボランティア・市民活動センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ10階

TEL：03-3235-1171 FAX：03-3235-0050

E-mail：nw@tvac.or.jp

印刷：島津印刷(株)

デザイン：東京ボランティア・市民活動センター／島津印刷(株)

表紙イラスト：フローラル信子

2024年12月20日発行(通巻No.393)

ISBN 978-4-909393-59-3 C2036

定価400円(本体364円+税10%)

本誌掲載記事の無断複製・転載を禁じます。





ミンダナオ島のレイクセブという地域のバランゴンバナナ生産者の皆さん。



クラウドファンディングによって出版が実現した絵本。環境に配慮して作られた紙を使用しています。2024年12月発行。2,750円(税込)。



APLA SHOP (<https://www.aplashop.jp/>) でご注文可能です。3,680円(税込)～。

* フェアトレード(公正な取引)にとどまらず、生産者の自立や、生産者と消費者が相互に支え合う関係を目指している。

いいもの みい~つけた!

このコーナーでは、ボランティア・市民活動・福祉施設のグッズや作品を紹介します。

Vol.
52

いのち・暮らし・自然を守るバナナ

民衆交易*のバランゴンバナナには、ふたつの顔があります。ひとつは、農薬や化学肥料に頼らず栽培され、収穫後も防カビ剤や防腐剤を使わない安心して食べられるバナナ。もうひとつは、フィリピンの農民たちの持続的な生産と自立を応援し、生産者と私たち消費者を結ぶバナナ。生協でのお取り扱いが中心ですが、個人の方も購入いただけるようにAPLAが運営するオンラインショップでは、3キロ(約25本)から宅急便でお届けしています。

そのバランゴンバナナの姉弟が、日本の誰かに食べてもらうまでの旅を通して、身近な食べ物の背景を知ることができる絵本『バナナのらんとごん』を出版しました。ものがたりを楽しみながら、フードロス問題やフェアトレードに触れることができ、SDGsを達成するために大切な要素もたくさん散りばめられています。

食べると自然の香りと甘みが口に広がり、ほんのりとした酸味とコクのある味わいが特徴です。



NPO法人 APLA(アプラ)

場 所 〒169-0072
東京都新宿区大久保2-4-15
サンライズ新宿 3F

お問合せ TEL 03-5273-8160
FAX 03-5273-8667
MAIL info@apla.jp

WEB <https://www.apla.jp/>



APLA



SHOP



Facebook

作り手インタビュー



工程のひとつひとつに、様々な人が手をかけてできあがる、『いいもの』。
制作にまつわるお話をうかがいました。



ワークショップの講師を務める野川未央さん。

人と人がつながり、世界を変えていく

APLAは、アジア各地で「農を軸にした地域自立」をめざす人同士が出会い、経験を分かち合い、協働する場をつくり出すことを目的に活動しています。APLAの「いいもの」について、事務局の野川未央さんにお話をうかがいました。

ーAPLAの活動について教えてください。

APLAの前身は日本ネグロス・キャンペーン委員会という団体で、フィリピンのネグロス島の飢餓救援を目的に1986年に立ち上がりました。緊急救援が落ち着くころ、砂糖の輸入を始め、さらに環境破壊をせずに現地の人の自立のしくみをつくろうと、化学合成農薬を使わないで栽培されたバナナの輸入もスタート。円滑に輸入するため、オルター・トレード・ジャパン(ATJ)という会社を設立しました。こうした民衆交易が、インドネシアや東ティモール、パレスチナなどへと広がりました。



有機農業に取り組む二本松の皆さんと、販売していたニンジンジュース。

ー福島との交易もありますね。

2008年にNPO法人APLAとして活動を始め、2011年に東日本大震災が起きます。何ができるかを模索するなか、福島県二本松市で有機農業をしている方々との出会いがありました。何度も足を運んで生産者の方々と一緒に考え、放射能検査をしたニンジンジュースや現地のコットンでつくった靴下や手ぬぐいの販売を2019年までしました。

また、2012～24年まで福島の子どもたちにバナナを届ける活動をしました。フィリピンの生産者が震災の被害を知り、バナナの提供を申し出てくれたことがきっかけです。そのバナナは炊き出しで被災地に届け、その後は生産者の負担にならないよう、バナナを買って保育園や幼稚園に届ける形に切り替えました。

ー大切にしていること、ご自身とAPLAの活動についてお聞かせください。

私たちは、商品の背景にある事実を伝えることを大切にしています。カカオ豆からチョコレートをつくるワークショップはその1つ。自分の暮らしや命を支えているものがどんなふうにつくられているかを考えることは、世界を変える一歩につながると確信しています。

私ごとですが、2020年に地方に移住したことで、人との関係性や自分の足元の暮らしがより見えるようになり、海の向こうの課題を自分事として、より真剣に考えるようになりました。今後も、商品の背景を、一人でも多くの人とわかちあえる活動をしていきたいと思っています。



フィリピン・ミンダナオのバナナ産地を訪問するツアー(2024年8～9月)。

2025年度

公益財団法人 ホース未来福祉財団 助成金・奨学金 募集案内



弊財団は、障害を持たれている方々が健康的で明るい社会生活を営んでいくためのハード、ソフト両面からの環境づくりに貢献して参ります。併せて、青少年の健全な育成と一般産業の進展に寄与する支援を行う為に2021年4月に設立いたしました。

代表理事が障害者を育てた経験が原動力となり、障害をお持ちの方々が健康的で明るい社会生活を営むために、周辺環境の障害を取り除く必要があると考えています。

ソフト面はもちろんですが、実際に生活をしていく中でのハード面での障害が、まだ多く存在しています。様々な形でそういった環境を整えるためにご努力頂いている方々に対して広く支援を行っていきたいと考えています。

障害者福祉助成金募集概要

1. 募集内容

- (1) 助成総額5,000千円を予定 1件当たり最大400千円
- (2) 助成対象事業・活動
 - ① 障害者の自立及び社会参加に関する活動
 - ② 障害者による又は障害者を対象とする文化事業（スポーツ・研究・出版等）
 - ③ 障害者を対象とするボランティア活動

2. 募集期間 現在募集中

2024年10月1日(火)～2025年1月31日(金)
(当日消印有効)

3. 選考結果の通知

2025年5月開催予定の選考委員会で決定し、理事会承認後文書にて通知予定

4. その他

応募要件、応募方法については下記のホームページをご確認ください



◀選考委員会の様子

奨学金募集概要

1. 募集概要

東京都所在の大学・専門学校に在学する障害者・外国人留学生及び経済的理由で就学困難な者に対し奨学金支給（返済不要）及び指導・助言を行う

2. 募集期間

募集期間は2025年3月中旬から4月末を予定。支給額等詳細は追ってホームページに掲載致します。

提出・問合せ先



公益財団法人

ホース未来福祉財団 事務局宛

〒145-0066 東京都大田区南雪谷2-17-8

TEL 03-3720-5800

(携帯) 080-9055-7869

FAX 03-4496-4948

mail info@horse-fw.or.jp

<https://horse-fw.or.jp>

ホース未来福祉財団

検索



ISBN 978-4-909393-59-3 C2036 ￥364E